



交通災害共済 助け合いの安心制度

☎ 総務課 自治振興係 ☎ 77・3903

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心な制度です。8月は、一斉加入推進月間となっています。

■共済見舞金

- ・死亡 150万円
- ・傷害 2万円～50万円
- ・身体障害（1級または2級）
障害見舞金のほかに50万円
- ・交通遺児 1人につき10万円

■加入対象者

- ・芝山町に住所登録されている方
- ・町外に住んでいる方で、芝山町に住所登録されている住民に扶養されている方（東京に下宿している学生など）

※学校などで加入する集団会員と

の重複加入にご注意ください。

■対象となる交通事故

- ① 車両（自転車、オートバイ、自動車など）の交通事故による事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書（原則として人身事故扱い）が発行されたもの
- ② 電車などの運行による事故で、警察署または駅長など現場の責任を有する者の事故の事実を証明したもの
- ③ 車両の交通による事故（①の

新型コロナウイルス感染症対策として寄付をいただきました

町内や近隣の企業、団体などから新型コロナウイルス感染症対策としてマスクなどの寄付をいただきました。

いただいた寄付品は、町内の学校や保育所、医療機関などにおいて活用させていただきます。

■寄付者のご紹介

- 全日本空輸株式会社
成田空港支店 様
お菓子（6月17日）
- 株式会社 開盛 様
不織布マスク（6月26日）
- 公益社団法人 東金法人会 様
高濃度エタノール・フェイスシールド（6月29日）

場合を除く）で、自賠責保険が支払われたもの、または救急車などの搬送証明書が得られるもの（見舞金の最高限度額3万円）

※会員の無免許運転などの故意または重大な過失、地震やその他の異変、再発や後遺症など見舞金が支払われないものもあります。

【一般受付】

- 申込期限 8月31日まで
- 共済期間 9月1日から令和3年8月31日までの1年間
- 会費 年会費 1人700円
- 申込み
申込書が自治振興係の窓口へ備え付けてあります。年会費を添えて窓口にてお申し込みください。

【随時受付】
9月1日以降で随時受付

■共済期間
加入申し込みした日の翌日から令和3年8月31日まで

■会費
加入時期によって変わります。

■申込み
申込書が自治振興係の窓口へ備え付けてあります。会費を添えて窓口にてお申し込みください。



入札結果

☎ 総務課 契約管財係 ☎ 77-3907

開札年月日	入札手法	工事（業務委託・物品）の名称	工事（業務委託・物品納入）の箇所	落札価格(円) (消費税除く)	請負額(円)	契約の相手方
6月30日	指名競争入札	芝山町地方公営企業法適用支援業務委託	芝山町役場	12,800,000	14,080,000	日本会計コンサルティング(株)
		地籍調査業務委託（牧野(2)、岩山I(1)調査区）	芝山町牧野、岩山地内	36,000,000	39,600,000	(株)総合開発



児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届・所得状況届を忘れずに

☎ 福祉保健課 子育て支援係・福祉係 ☎ 77・3914

現在児童扶養手当を受給されている方は、8月1日～31日までの開庁日に現況届を提出してください。特別児童扶養手当を受給されている方も、8月12日～9月11日までの開庁日に所得状況届を提出してください。

児童扶養手当

次の1～9のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害がある場合は20歳未満）などを監護する母または当該児童を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする父などに支給される手当です。

■手当を受けられる場合

1. 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
2. 父または母が死亡した児童
3. 父または母が政令で定める障害の状態にある児童
4. 父または母から1年以上遺棄されている児童
5. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
6. 未婚の母の児童
7. 父または母の生死が3カ月

■支給額（令和2年4月以降）

児童数	(月額)	
	全部支給	一部支給
1人	43,160円	43,150円から10,180円 (10円刻みで変動)
2人	10,190円を加算	10,180円から5,100円を加算 (10円刻みで変動)
3人以上	1人増加するごとに6,110円を加算	6,100円から3,060円を加算 (10円刻みで変動)

8. 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
9. 棄児などで母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父または母が婚姻したとき（事実婚も含む）
2. 対象の児童を養育しなくなったとき
3. 国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金などの公的年金を受給できるようになったとき
4. その他

《注意》受付期間内に現況届の提出がない場合、11月分以降の受給ができなくなる場合があります。また、2年以上現況届の提出がない場合、時効により支払いを受ける権利がなくなります。

■特別児童扶養手当

20歳未満で心身に障害のある児童を扶養するために、その父または母または養育者に対して支給する手当です。

■手当を受けられる場合

精神または身体に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害のある児童の父または養育者

※詳細は福祉保健課福祉係までお問い合わせください。

■受給資格がなくなる場合

1. 手当を受けている父または母

ひとり親家庭（母子・父子家庭）等医療費助成制度

ひとり親家庭の父または母とその子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童〔障害がある場合は20歳未満〕）が、病院などの医療機関にて保険診療を受けたとき、その医療費（入院・通院・調剤の保険適用分のみ）の一部を助成しています。

※所得制限額は、児童扶養手当支給制限額と同額です。

※年度更新用の書類を児童扶養手当の現況届に同封しておりますので、忘れずに提出してください。詳しくは、福祉保健課子育て支援係へお問い合わせください。

2. 対象児童が児童福祉施設などに入所したとき
 3. 対象児童が死亡したとき
 4. 手当を受けている父または養育者が死亡したとき
 5. 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるようになったときなど
- は養育者が対象児童を監護、または養育しなくなったとき